**様式第一号の四**（第１条関係）
（表面）

| 戦没者の父母等に対する特別給付金請求書（再々継続） | | | | | | 3－09 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 戦没者等 | フリガナ<br>氏名 | | | 生年月日 | ※１ 明治<br>２ 大正<br>３ 昭和 | 年 月 日 |
| | もとの身分 | | | 死亡年月日 | ※１ 昭和<br>２ 平成 | 年 月 日 |
| | 除籍時の本籍等 | | | | | |
| 請求者 | フリガナ<br>氏名 | | | 生年月日 | ※１明治<br>２大正<br>３昭和<br>４平成 | 年 月 日 |
| | | | | 戦没者等との続柄 | | |
| | フリガナ<br>住所 | | | | | |
| | 個人番号 | | | | | |
| 被相続人 | フリガナ<br>氏名 | | | 死亡年月日 | ※１昭和<br>２平成 | 年 月 日 |
| | | | | 戦没者等との続柄 | | |
| 代理人等 | フリガナ<br>氏名 | | | 区分 | ※<br>１代理人 ２親権者等 ３成年後見人等 | |
| | フリガナ<br>住所 | | | | | |

| | |
|---|---|
| 国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名 | |
| 国債受領希望取扱店名 | |
| フリガナ | |
| 国債の償還金の希望支払場所 | |

| | |
|---|---|
| 戦没者の父母等が受けている給付の種別 | ※ 01 公務扶助料　12 特例遺族年金　32 郵政省共済組合殉職年金<br>02 特例扶助料　21 遺族給与金　33 国鉄共済組合殉職年金<br>11 遺族年金　22 特例遺族給与金　34 日本電信電話公社共済組合<br>31 旧令共済組合殉職年金　殉職年金 |
| 受けていない場合はその理由 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第七回特別給付金国庫債券（額面金額60万円）を受けたか受けないかの別 | ※１ 受けた（　号） | 請求当時の住所 | 都道府県　市区町村 |
| | ２ 受けない | その理由 | |

上記により、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。

平成　年　月　日　　電話

氏名　　㊞

厚生労働大臣
知事　殿

（裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。）

（裏面）

記載上の注意

1　※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2　「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属（徴用工）」等のように記載してください。

3　「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。

（１）　軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。

（２）　準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地。

4　「請求者」の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選定人について記載してください。

また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、「請求者」の欄の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。

5　「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。

（１）　国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき（１代理人）

（２）　未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき（２親権者等）

（３）　成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（３成年後見人等）

6　「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。

7　「受けていない場合はその理由」の欄は、たとえば「戦没者の妻が公務扶助料を受け、その扶養遺族となっているため」のように記載してください

8　最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。